

戦没者等の妻の方々への 特別給付金のご案内

「戦没者等の妻に対する特別給付金」は、先の大戦において夫を失い、大きな痛手を受けるとともに、経済的困難とも闘ってこられた皆さまのご労苦に対し、国として慰藉の気持ちを表すために、昭和38年から記名国債として支給しているものです。

このたび、特別給付金を支給する法律が改正され、以下①～③に該当する方々に支給することになりました。次ページ以降を参照の上、手続きをお願いいたします。

①	戦没者等の妻として「第二十二回特別給付金国債 い号」を受給されていた方*	継続支給
----------	---	-------------

「戦没者等の妻に対する特別給付金」を継続支給 (→2頁の1)

「第二十二回特別給付金 い号」(額面200万円、10年償還)の国債を受給していた方で、平成25年4月1日現在、恩給法による公務扶助料・特例扶助料、または戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給与金を受給している場合に支給します。

※ この国債を時効により受け取ることができなかった方も対象となります。

②	戦傷病者の妻として「第十八回特別給付金国債」または「第二十回特別給付金国債」を受給されていた方*	移行支給
----------	---	-------------

「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」から「戦没者等の妻に対する特別給付金」に移行して支給 (→2頁の2)

平成15年4月1日以降平成18年9月30日までの間に、戦傷病者であった夫が、公務または勤務に関連した傷病で死亡した場合に、その妻に支給します。

※ これらの国債を時効により受け取ることができなかった方も対象となります。

③	新たに戦没者の妻となられた方	新規支給
----------	-----------------------	-------------

平成15年4月1日から平成25年3月31日までの間に、夫が公務または勤務に関連した傷病で死亡したことにより、その妻が、恩給法による公務扶助料・特例扶助料、または戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給与金の受給権を得た場合に、支給します。(→3頁の3)

請求期間	① 平成25年6月12日(水)から平成28年6月13日(月)まで ②③ 平成25年10月1日(火)から平成28年9月30日(金)まで 請求期間を過ぎると手続きができなくなりますので(時効)、お早めをお願いします。
請求窓口	お住まいの市区町村役場の援護担当課 手続きなどのお問い合わせは、お住まいの都道府県または市区町村の援護担当課へ

